

お客様へ

1.預金と借入金の相殺について

当金庫では、預金保険法第49条第2項に定める事由(注)が生じた場合には、お客様からのお申し出により、満期日(期限)が到来していないお客様の定期預金等と当金庫に対する借入金等の債務とを相殺することができます。

(注) 預金保険法第49条第2項に定める事由とは、①金融機関の預金等の払戻しの停止、②金融機関の営業(事業)免許の取消し、破産手続開始の決定または解散の決議をいいます。

該当する預金は次のとおりです ➤ 定期預金、定期積金、通知預金、普通預金、納税準備預金

2.普通預金をご利用のお客様

当金庫では、預金口座の不正利用防止等への対応として、普通預金規定および城南キャッシュカード規定に次の事項を定めています。

◆架空名義口座等の強制解約◆

(普通預金規定第11条第2項、外貨普通預金規定第10条第2項、ステートメント式外貨普通預金規定第15条第2項関係)
身代金を目的とした誘拐事件をはじめとする犯罪での不正利用防止の観点から、本人名義以外の名義による預金口座(いわゆる「架空名義口座」)等であることが明らかになった場合には、預金口座を解約させていただくことがあります。

◆不活動口座のご利用停止等◆

(普通預金規定第11条第4項、外貨普通預金規定第10条第4項、ステートメント式外貨普通預金規定第15条第4項関係)
一定の期間ご利用のない預金口座(いわゆる「不活動口座」:利息決算以外の入出金のない口座)については、不正に入手されたうえ犯罪に利用される事例が見受けられます。このため、「不活動口座」については預金取引を停止させていただくことがありますほか、お客様に通知のうえ解約させていただく場合もあります。これらの場合には、当該預金口座への預入れ・払戻しのほか、振込入金、口座引落し等ができなくなりますので、お手元に長い間ご使用にならない通帳がございましたら、ご確認ください。なお、預金取引を停止させていただいた預金口座について改めてご利用を希望される場合は、通帳ならびにご本人を確認させていただく書類をご持参のうえ、窓口へお申し出ください。また、解約させていただいた預金口座に残高があった場合は、所定の手続きによりお支払いいたしますので、窓口へお申し出ください。

◆キャッシュカードのご利用停止◆

(城南キャッシュカード規定第15条第3項関係)
預金口座を利用した犯罪においては、ATM等でカードが利用されるケースが見受けられることから、当該預金口座について一定の期間お客様によるご利用のない場合には、城南キャッシュカードのご利用を停止させていただくことがあります。なお、改めて城南キャッシュカードのご利用を希望される場合には、当金庫の窓口において本人確認書類をご提示ください。

◆その他◆

(普通預金規定第12条、外貨普通預金規定第10条第2項、ステートメント式外貨普通預金規定第15条第2項関係)
預金口座の解約等に際して行う当金庫からお客様への通知等については、お届けの氏名、住所にあてて発送いたしますが、通知等が延着し、または到達しなかったときでも、通常到達すべき時に到達したものとして取扱うことといたします。なお、平成13年10月31日以前に開設された普通預金口座および同日以前に発行させていただいた城南キャッシュカードについては平成13年11月1日から改定後の規定を適用させていただきます。

3.普通預金のご利用停止等にかかる期間について

一定の期間ご利用のない普通預金口座については、不正に入手されたうえ犯罪に利用される事例が見受けられます。このため、普通預金のお取引、および城南キャッシュカードのご利用につきましては、次の期間、お客様によるご利用のない場合には、預金取引を停止または預金口座を解約させていただく場合がありますので、お手元に長い間ご使用にならない通帳・カードがございましたら、ご確認ください。なお、預金取引が停止された預金口座について改めてご利用を希望される場合には、通帳ならびにご本人を確認させていただく書類をご持参のうえ、窓口へお申し出ください。また、解約させていただいた預金口座に残高があった場合には、所定の手続きによりお支払いいたしますので、窓口へお申し出ください。

◆預金取引のご利用が停止される場合◆

以下の預金口座につきましては、ご利用を停止させていただくことがあります。なお、この場合、預入れ・払戻しのほか、振込入金、口座引落し等ができなくなります。

- (1) 最終の預入れまたは払戻しから3年間利息決算以外の入出金がない残高1千円未満の預金口座
- (2) 最終の預入れまたは払戻しから10年間利息決算以外の入出金がない預金口座(残高にかかわらず)

◆預金口座が解約となる場合◆

以下の預金口座につきましては、お客様にご通知のうえ解約させていただくことがあります。

なお、この場合、預入れ・払戻しのほか、振込入金、口座引落し等ができなくなります。

- (1) 最終の預入れまたは払戻しから5年間利息決算以外の入出金がない残高1千円未満の預金口座
- (2) 最終の預入れまたは払戻しから10年間利息決算以外の入出金がない預金口座(残高にかかわらず)

◆城南キャッシュカードのご利用が停止される場合◆

預金口座に関して最終の預入れまたは払戻しから3年間利息決算以外の入出金がない場合には、城南キャッシュカードのご利用が停止となることがあります。

4.城南総合口座貸越利率について

1. 自由金利型定期預金または変動金利定期預金を貸越金の担保とする場合は、それぞれの預金ごとの約定利率に年0.50%を加えた利率
2. 期日指定定期預金を貸越金の担保とする場合は、その期日指定定期預金ごと「2年以上」の利率に年0.50%を加えた利率

5.城南総合口座(国債等公共債担保)のご融資について

1. 国債等公共債担保の貸越利率(年365日の日割計算とします) 年9.00%
2. 国債等公共債担保の掛目
 - ① 利付国債・政府保証債 額面合計額の80%
 - ② 割引国債 額面合計額の60%

6.総合口座・普通預金・納税準備預金をご利用のお客様へ

ご預金のお利息の計算については、毎年3月および9月の各第3日曜日(日曜日の翌日が休日の場合はその休日)を決算日として計算し、それぞれ期間中のお利息をお通帳にご記入しております。なお、課税扱いの場合は、租税特別措置法などの定めるところにより、お利息から20.315%相当の税金を差し引いた額を通帳に記載しておりますのでご承知ください。
※平成25年1月1日から平成49年12月31までの間に支払われるお利息には、復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。

- 預金規定集をご希望の場合は、窓口へお申し出ください。
- 詳しくは、窓口へお問い合わせください。